

# NEWS LETTER

vol.6

2024年10月発行

## 代表理事挨拶

Shiina Motoharu

## 椎名 基晴

当機構の活動は6年目に入りました。

当機構の理事・研究員もスタッフも、法律、福祉、医療の専門家と民間企業と  
いうそれぞれの領域での活動に加え、当機構の業務に精力を注いでおり、当機構  
の活動も一層拡大しています。

今年7月には、金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ報告書として、「共  
生社会を実現するための金融機関における認知症対応」を発行しました。認知症  
のある本人やそのご家族へのヒアリングをもとに、金融機関の皆様が行えるサ  
ポートについて意見交換を重ねた内容が反映されています。

京都府主催、京都府立医科大学と当機構運営の「認知症の人の意思決定支援研  
修」は、今年度は、認知症の人の生活をささえるすべての関係者に向けて、場面  
ごとの支援のありかたや意思決定能力の状態に応じた対応を解説しております。

一般社団法人金融財政事情研究会と当機構共催の金融業務能力検定試験「銀行  
ジェントロジスト認定試験」や各種受託業務も継続して実施しています。

遺言能力を測るために開発された検査「遺言能力スクリーニング検査」の実施  
件数は順調に伸びています。検査実施から2年経過した現在では、検査を受けた  
方にお渡しする能力評価資料の内容を改訂し、60件を超える検査結果を基にし  
た資料となりました。

その他の研究開発中の活動を含め、意思決定支援に関する取り組みが今後の社  
会のインフラになることを期して精進を続けておりますので、引き続き当機構の  
運営にご協力をお願い申し上げます。

## CONTENTS

- 1 代表理事挨拶  
第6回 意思決定支援研究大会
- 2 認知症基本法と求められる  
企業のありかた  
日本老年精神医学会
- 3 本人の権利擁護と  
意思決定支援のありかた  
認知症の人の意思決定支援研修
- 4 INFORMATION  
金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ  
HP 知財案内  
賛助会員募集・寄付金

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

## 第6回 意思決定支援研究大会

事前申込制

参加無料

ハイブリッド開催

テーマ 意思決定支援の社会実装を目指して～医療・金融と社会生活～

日時 2024年11月2日(土)  
13:30～16:30

場所 京都経済センター3F(現地会場)  
オンライン(Zoom)

定員 会場40名  
オンライン300名

基調講演 ● 「超高齢社会を幸せに過ごすためには」 講師：三村 将氏 (慶應義塾大学名誉教授)

研究発表1 ● 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用及び研修の現状に関する調査について」 講師：羽田圭子氏 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 シニアコンサルタント)

研究発表2 ● 「医療と金融分野の専門家による実務での意思決定支援場面における課題や解決策について」  
登壇者：成本 迅 (理事長) 妹尾恵太郎氏 (京都府立医科大学准教授) 久保貴史氏 (三井住友信託銀行)

シンポジウム ● 当機構の研究や社会実装に関する今後の取組について議論します。

司会：成本 迅 (理事長)

シンポジスト：椎名基晴 (副理事長/弁護士) / 名倉勇一郎 (副理事長/司法書士)

詳細・申込方法は  
ホームページで  
ご確認ください。



(協賛団体名 (50音順))

医療法人財団北林厚生会 五条山病院・医療法人三幸会 北山病院・医療法人精華園 海辺の杜ホスピタル・医療法人双樹会よきき往診クリニック・京都信用金庫・  
社会医療法人三上会 東香里病院・住友生命保険相互会社・SOMPO ホールディングス株式会社・三井住友海上プライマリー生命保険株式会社・三井住友信託銀行株式会社  
(この他団体名の掲載を希望されない協賛団体様もございます)

本年1月1日より「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。それに伴って3月から認知症施策推進関係者会議が発足し、私も委員として参加してきました。第6回の会議が9月2日に開催され、内閣官房のホームページにこれまでの議論を踏まえた認知症施策推進基本計画（案）が掲載されています。

今回の案では、随所に民間企業の役割についての記載がありますので、いくつか紹介したいと思います。まず、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進というテーマにおいて、従来から進められて

いる認知症バリアフリー宣言を軸として取り組みを推進することが記載されています。これに関連するものとして、特にスマートフォンの活用とICT製品・サービスの周知、賃貸住宅への円滑な入居が具体例として挙げられており、これらに関連する企業には認知症の人が取り残されることのないよう必要な情報提供を行っていくことが期待されます。そのような取り組みを推進する方法として、認知機能障害によって生じているバリアを

探求して、個別の業種で手引きを作成することとされていますので今後各業界で手引きの作成と普及啓発活動が行われるものと思います。また、このバリアフリーの取り組みを、単なる社会貢献ではなくビジネスチャンスとして捉え、また介護離職防止にも資することを企業に理解してもらえるよう普及啓発を図ることが記載されています。

消費生活における被害を防止するための啓発も盛り込まれています。認知症の人が特に悪徳商法や詐欺に遭いやすく、また被害のことを忘れてしまったり、人に相談することができなかつたりして被害が表に出ない傾向があることが知られています。対策として実態把握と消費者安全確保地域協議会の設置促進が掲げられています。こういった地域での見守り活動への積極的な参画も求められます。

# 認知症基本法と 求められる 企業のありかた

## 日本老年精神医学会

リサーチフェロー 樋山 雅美

7月12～13日に札幌市で開催された「第39回日本老年精神医学会」に参加し、金融取引に関する判断能力の評価（以下、金融取引能力評価）の開発状況について発表いたしました。金融取引能力評価は、架空の投資信託の商品の特徴に沿った説明と質問を行い、その回答から、理解する力や論理的に考える力を確認するものです。この能力評価は、治療選択の場面で広く使用されている医療同意能力の評価基準を応用しています。認知症の診断がついていない健康な77名の高齢者を対象に、金融取引能力評価と認知機能検査を実施したところ、予備的な検討ではあるものの、金融取引の判断に関して、理解する力（情報の正確な把握）には注意機能との関連が示唆され、論理的に考える力（情報の比較検討や状況に応じた選択）には記憶力が関連している可能性が示されました。

今後、金融取引能力評価を搭載したアプリを開発し、音声データによる自動判定の実現や評価精度の向上を図り、金融機関の取引場面での実装を目指します。高齢であっても、自分の意思で自分の能力に応じた金融取引が継続できるよう、高齢者の自律性の維持を主眼に置いた金融包摂システムの構築に貢献していきたいと考えております。

# 本人の権利擁護と意思決定支援のありかた

成年後見の  
実務から

各地の家庭裁判所で、来年度から運用する成年後見等の事務報告書が提示されているようです。中身を確認すると、後見事務の方針や行った行為が本人の意思に沿ったものか、それらの意思の確認や推定をどのように行ったか、具体的に記載するように求めています。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の策定、研修に続き、後見事務においても具体的な意思決定支援の運用が求められるようになってきました。

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」は、地域共生社会の実現に向けた権利擁護、本人の意思決定支援の推進を基本的な考え方としており、民法改正も視野に入れ、本年度からは、法制審議会民法（成年後見等関係）部会で議論がなされています。

親族後見人等の負担が増えないように、後見人等をささえる機関の整備も必要になりますが、成年後見制度の運用も、旧来のように、財産管理に重点を置いた法定代理人としての事務ではなく、本人の意思・意向の確認や推定など、本人も含めた関係者とのチームでの対応を求められる時代になってきました。

つまり、成年後見制度を利用しているからといって、判断能力がないと決めつけるのではなく、一つひとつの行為ごとに本人が納得できるように意思決定の支援をし、本人がその判断ができない場合でも、本人の意思や意向を推定して代理行為をすることが原則となります。

ただ、本人の意向は日々変化します。また、自傷他害行為に関する意向等は制限が必要です。だからこそ、関係者とともに、チームとしての本人の意向の確認が必要であり、長期的な見守りの記録が必要になってきます。

私も20年ほど見守りをしている人がいますが、定期的に面会をしていると、本人の意向がわかってくる場合があります。任意後見制度の議論の中で、「見守り」を任意後見人の基本的な職務権限として位置づけたうえで契約締結時に契約の効力が発生する仕組みにできないかという意見があるのも、継続した面会が、本人の意向確認にとって重要だということが、実務の中でわかっているからでしょう。

後見制度の利用の有無にかかわらず、判断能力が衰えても、家族や近所の人、行政の支援を受けて、地域の中で生活している人は多くいます。

当機構の金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループも、地域共生社会における金融機関の役割を意識して、顧客が認知症になった場合の備えとしての新商品やサービスの提供、職員研修のありかたについて実践的研究をしています。不動産業、流通業など、本人の地域生活に関連する様々な業種でも、判断能力が衰えても地域の中で生活できる対応ができるように、当機構の知見の活用を考えていただいてはどうでしょうか。

副理事長 名倉 勇一郎

## 認知症の人の意思決定支援研修

2024年度も京都府より委託を受けて「認知症の人の意思決定支援研修」を運営いたしております。

テーマ	日程・会場
第1回 「意思決定支援の基本を学ぶ」 	2024年8月10日(土) 京都府宮津市
第2回 「医療・福祉・介護における意思決定支援」	2024年10月27日(日) 京都府京田辺市
第3回 「法律場面における意思決定支援」	2024年12月15日(日) 京都市内会場
第4回 「消費活動における意思決定支援」	2025年2月1日(土) 京都市内会場



詳細・申込方法は  
ホームページで  
ご確認ください。



<https://www.dmsoj.com/event>

## 「金融機関高齢顧客対応ワーキング・グループ」



7月末に、第Ⅳ期（2023年度）の活動報告書を発行いたしました。2023年度は、認知症のあるご本人や介護経験のあるご家族に対し、認知症発症後の生活の変化や精神面への影響、金融機関に望む対応についてインタビューを行い、当事者視点から、金融サービスのありかたを見直しました。なかでも、インタビューにお答えいただいた京都府認知症応援大使・幸陶一氏の「認知症になって、今、幸せです」という言葉は、参加者に強く印象づけられました。認知症のエピソードは、ネガティブな側面に意識が向く傾向がありますが、活き活きと社会参加を続ける幸氏の姿に触れ、認知症になっても、周囲の対応次第で幸せな生活を維持できるのだという新たな気づきにつながりました。

金融各社は、これまでも、認知症への備えを促す商品やサービスを提供していますが、それが十分に知られておらず、本人も家族も手探りでなんとか介護を行っているという現状があります。そこで、第Ⅴ期（2024年度）は、金融機関として、ポジティブな老いを迎えるためのサポートができるよう、老後のお金の準備や認知症になったときに必要な手続き等、備えにまつわる情報の届け方を工夫し、幅広いニーズに対応できるサービスの展開や金融教育の方針を検討していきたいと考えております。



HP「資料・報告書」よりダウンロードできます。

## HP 知財案内 「意思決定に活かせるツールの公開：知財ダウンロード」



### 医療同意 医療関係者向け

#### ● 医療同意能力評価（MacCAT-T）ビデオ

医療同意の取得場面において、本人の意思を尊重したケアにつなげるためのヒントとなるツールを紹介。MacArthur Competence Assessment Tool for Treatment（MacCAT-T）の実施方法について、事例を用いて解説しています。

### 金融取引 金融機関従事者向け

#### ● 金融取引能力評価ビデオ

金融取引場面において、高齢者の判断能力を捉えるための評価のポイントを紹介。株式投資などの複雑な契約を行う際、本人の判断能力を確認する方法を解説しています。



## 「賛助会員募集・寄付金」



### ■ 賛助会員・寄付金のお願

当機構の活動にご賛同いただける「賛助会員」を募集しております。「寄付金」についてもお待ちしております（詳しくはHPをご参照願います）。

賛助会員：年会費 1口（法人5万円 個人1万円）

#### 主な会員向けサービス

- 「特別価格での監修受託」 「当機構の研修や当機構理事の講演動画の配信」
- 「研修への参加の優先案内」 「研究大会の優先参加」 「ニュースレターの発行」

